

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 5月 2日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 5 号

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を改正する規則

京都市区行政の総合的な推進に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「福祉部長」を「健康福祉部長」に、「保健部長」を「子どもはぐくみ室長」に改める。

第9条第2項第2号中「福祉部長」を「健康福祉部長」に、「保健部長」を「子どもはぐくみ室長」に改め、同項第4号中「及び副室長」を削る。

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)